

新 旧 対 照 表		
現 行		
別表第4（第2条関係）		
2～20（略）		
21 建築基準法に関する手数料		
名称	事務の区分	金額
(略)	(略)	(略)
(28)の2 都市再生特別地区における建築物の容積率、建蔽率、建築面積、高さ又は壁面の位置の特例許可申請手数料	法第60条の2第1項第3号の規定に基づく建築物の容積率、建蔽率、建築面積、高さ又は壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査	160,000円
(略)	(略)	(略)
備考 1～6（略）		
7 中間検査をした建築物以外の建築物に関する完了検査の申請又は特定工程終了の通知に対する審査をした建築物以外の建築物に関する完了の通知に係る計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項の規定が適用される建築物の部分（以下この部において「非住宅部分」という。）が含まれる場合における中間検査等をした建築物以外の建築物に関する完了検査申請又は完了通知手数料の金額は、次の表の左欄に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額を加算した金額とする。		
区分		金額
非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		85,000円
非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの		134,000円
非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの		169,000円
非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの		211,000円
非住宅部分の床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの		296,000円
8・9（略）		

改 正 後		
別表第4（第2条関係）		
2～20（略）		
21 建築基準法に関する手数料		
名称	事務の区分	金額
(略)	(略)	(略)
(28)の2 都市再生特別地区における建築物の容積率、建蔽率、建築面積、高さ又は壁面の位置の特例許可申請手数料	法第60条の2第1項第3号の規定に基づく建築物の容積率、建蔽率、建築面積、高さ又は壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査	160,000円
(28)の2の2 <u>居住環境向上用途誘導地区内における建築物の建蔽率、壁面の位置又は高さの特例許可申請手数料</u>	法第60条の2の2第1項第2号の規定に基づく建築物の建蔽率若しくは壁面の位置又は同条第3項 <u>ただし書の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査</u>	<u>160,000円</u>
(略)	(略)	(略)
備考 1～6（略）		
7 中間検査をした建築物以外の建築物に関する完了検査の申請又は特定工程終了の通知に対する審査をした建築物以外の建築物に関する完了の通知に係る計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項の規定が適用される建築物の部分（以下この部において「非住宅部分」という。）が含まれる場合における中間検査等をした建築物以外の建築物に関する完了検査申請又は完了通知手数料の金額は、次の表の左欄に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額を加算した金額とする。		
区分		金額
<u>非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</u>		<u>17,000円</u>
<u>非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>		<u>28,000円</u>
非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		85,000円
非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの		134,000円
非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの		169,000円
非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの		211,000円
非住宅部分の床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの		296,000円
8・9（略）		

